

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成23年度の保険料のお支払いと 保険証（被保険者証）の一斉更新について

後期高齢者医療制度は、被保険者（加入者）の皆様にご負担いただいている保険料によって成り立っています。皆様が将来にわたって安心して医療を受けるための貴重な財源となりますので、今後とも保険料をお支払いいただきますよう、お願いします。

☆平成23年度の保険料額につきましては、7月に個別にお知らせしますので、ご確認ください☆

■ 平成23年度保険料の計算方法（保険料率は、平成22年度と変わりません）

均等割 【一人当たりの額】 44,192円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成22年中の所得-33万円) × 10.28%	=	1年間の保険料 (100円未満切捨て) 《上限額50万円》
------------------------------------	---	---	---	--

●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

■ 保険料の軽減

◆ **均等割の軽減（年額）** 《所得に応じて、均等割44,192円が以下のとおり軽減されます。》

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	【年額】 4,419円 (39,773円軽減)
33万円	8.5割軽減	【年額】 6,628円 (37,564円軽減)
33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません。	5割軽減	【年額】 22,096円 (22,096円軽減)
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	【年額】 35,353円 (8,839円軽減)

◆ **所得割の軽減**

- 被保険者個人の所得で計算します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

◆ **被用者保険の被扶養者だった方の軽減**

- この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。
- ※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

■ 保険料のお支払い方法 ※保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

- 「口座振替」を希望される方は、役場窓口へお申し出ください。
【お申し出の際に必要なもの ～ ご本人の保険証、預金通帳とお届け印】
- 「年金からのお支払い」の場合は、手続きの必要はありません。

■ 保険料の減免

- 保険料のお支払いが困難な場合は、役場窓口へご相談ください。
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

東日本大震災に被災された後期高齢者医療保険の被保険者の皆様へ

◆ 保険証について

保険証を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険証をお持ちでない方について、6月末までは、氏名・生年月日・住所を医療機関にお申し出いただくことで受診できる取扱いでしたが、平成23年7月1日からは通常どおり保険証の提示が必要となっております。保険証の再交付を希望される方は役場窓口にお問い合わせください。

◆ 保険料や医療機関へのお支払いが困難な方について

住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けたことにより、保険料や医療機関へのお支払い（一部負担金）が困難となった方については、申請により、減額、免除または徴収猶予が受けられる場合があります。また、年金から保険料をお支払いすることが困難な場合については、「口座振替」や「納入通知書」によるお支払いに変更することもできます。

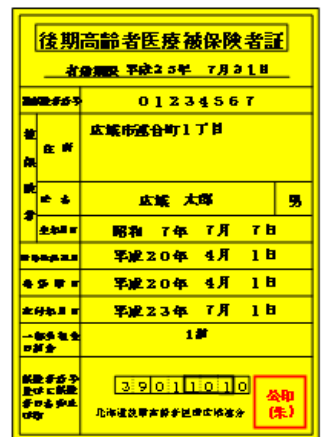
■ 新しい保険証に変わります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成23年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちの保険証を破棄し、新しいものをご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成25年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場窓口までお申し出ください。
- 今回から、うら面に臓器提供に関する意思表示欄があります。

保険証の色は変わりません（黄色です）



■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成23年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

該当となる方には、7月中に新しい減額認定証を交付しますので、8月1日からはそちらをご使用ください。

※有効期間が保険証と異なりますのでご注意ください

減額認定証の交付対象となるのは、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です

区分Ⅱ	・世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの方、その受給額が80万円以下の方)
	・老齢福祉年金を受給されている方

減額認定証の色も変わりません（オレンジ色です）



お問い合わせ先

詳しくは、次のところへお問い合わせください。

北海道後期高齢者医療広域連合
電話 011-290-5601

日高町 保健福祉課 介護・保険医療グループ
電話 01456-2-5131